

村上市こども計画 骨子案

目 次

※主に第3章までを骨子案として作成

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	村上市こども計画とは	1
第2節	計画の位置付け・策定体制	6
第2章	村上市のこども・若者を取り巻く現状	8
第1節	統計からみる現状	8
第2節	アンケートからみる状況	16
第3節	課題のまとめ	22
第3章	計画の基本的な考え方	28
第1節	基本理念	28
第2節	基本目標	29
第3節	施策の体系	30
第4章	施策の展開	31
第5章	子ども・子育て支援事業の提供体制確保	32
第1節	量の見込みの考え方	32
第2節	教育・保育提供区域の考え方	36
第3節	教育・保育の見込量及び確保方策等	36
第4節	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策等	36
第6章	計画の推進	37
第1節	計画の推進体制	37
第2節	進捗状況の点検・評価	38
資料編		39
第1節	村上市子ども・子育て会議条例	39
第2節	村上市子ども・子育て会議委員名簿	39
第3節	計画策定の経過	39

第1節 村上市こども計画とは

1 策定の趣旨

少子化が日本全体で進行し、村上市においてもこどもの数の減少が見込まれるなかで、児童虐待や不登校、こどもの貧困といった課題が社会問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域の繋がりの希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少など、こども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

このような状況を踏まえて、国では令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。

村上市においては、令和2（2020）年7月に「第2期村上市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、保育などの子育て支援サービスの提供や、すべてのこどもが健やかに成長できるためのきめ細やかな支援に取り組んできました。また、第2期計画を踏まえつつ令和5（2023）3月に「子どもの貧困対策についての計画」である「村上市子どもの未来応援プラン」を策定し、困窮世帯への支援に取り組んできたところです。

「村上市こども計画（第1期村上市こども計画・第3期村上市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「本計画」という。）は、第2期計画が令和6（2024）年度までを計画期間としていることから、これまでの状況を踏まえて課題を整理し、令和7（2025）年度以降の村上市における子ども・子育て支援施策や、こどもの貧困対策の取組に関する考え方を示す計画です。

さらに、本計画は国の「こども基本法」や、法律に基づいた取組の考え方が示された「こども大綱」（令和5（2023）年12月22日）の考え方を踏まえて、すべてのこども・若者が尊重され、健やかに育ち、幸せに生活できる村上市の実現を目指すための計画として策定します。

■こども施策に関する法律、制度、近年の動向

年月	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成推進大綱(令和3年度)	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方について示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどものWell-being*を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	こども基本法成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされる。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。

* **Well-being** : ウェルビーイング。身体的な健康だけでなく、社会的・精神的にも健康な状態を表す。近年は、豊かさや幸せといった意味合いで用いられることもある。

2 こども・子育て支援をめぐる制度等の動向

(1) こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのため最良のことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) 子ども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年10月から施行されています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策を実施するとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

基本理念

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全てのこどもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(3) 次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法（10年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（任意計画に変更）、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

基本理念

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

基本的な視点

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 子どもの視点 | 2 次代の親の育成という視点 |
| 3 サービス利用者の視点 | 4 社会全体による支援の視点 |
| 5 仕事と生活の調和の実現の視点 | 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 7 全ての子どもと家庭への支援の視点 | 8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点 |
| 9 サービスの質の視点 | 10 地域特性の視点 |

(4) 子どもの貧困対策

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

また、この法に基づき平成26年8月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、5年ごとに見直すこととなっており、令和元年11月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

なお、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められました。

大綱における指標改善に向けた主な重点施策

- | | |
|--|-------------|
| ○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 | |
| ○真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施 | |
| ○妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 | |
| ○生活困窮家庭の親の自立支援 | ○ひとり親への就労支援 |
| ○児童扶養手当制度の着実な実施 | ○養育費の確保の推進 |

(5) 子ども・若者支援

一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指して、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和3年4月に策定された同大綱では、「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「雇用」の4つの視点からの現状・課題の整理を行うとともに、5つの基本的な方針が設定されています。

5つの基本的な方針

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 全ての子供・若者の健やかな育成 | 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援 |
| 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 | 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備 |
| 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成 | |

第2節 計画の位置付け・策定体制

1 計画の位置付け

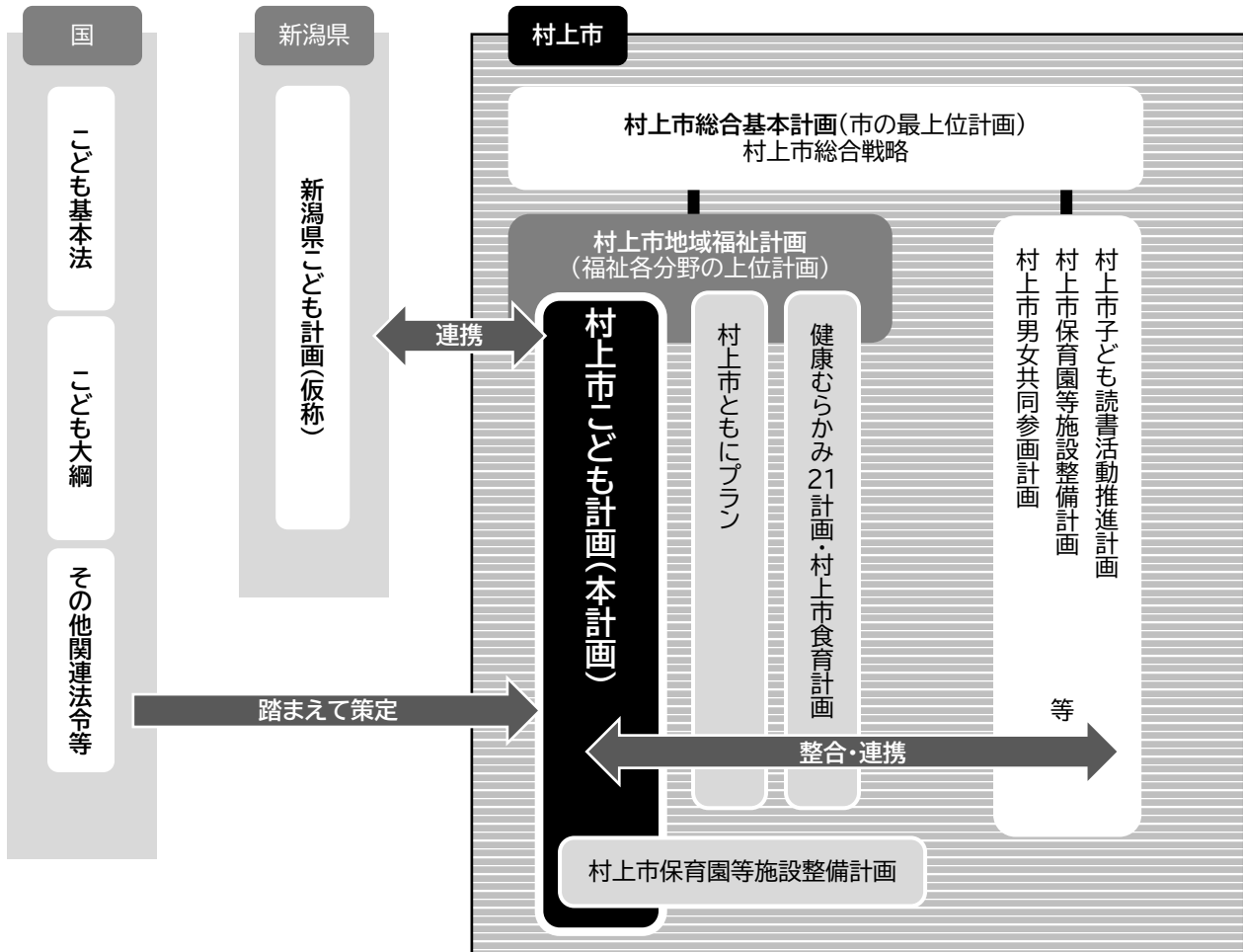
本計画は、以下の法律等に基づき策定します。

- ・「こども基本法」に基づく「自治体こども計画」として位置付けます。
- ・「こども大綱」に一元化される「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」を踏まえた計画として策定します。
- ・「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。
- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」として位置付けます。
- ・「母子および父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」として位置付けます。

また、本計画は「村上市総合基本計画」及び「村上市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図って策定します。

その他、令和4年度に策定した「村上市子どもの未来応援プラン」の内容を包含した計画として位置付けます。

■計画の位置付け



2 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえて「心身の発達の過程にある者」をいいます。本計画の対象は、妊娠期を含めた0歳からおおむね30代までの「こども」と、その「こども」を養育する家庭とします。

制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく内容を含む計画であることから、同法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

なお、各事業の数値目標や関連施設の整備状況などが大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
調査・計画の策定		第1期村上市こども計画				

4 計画の策定体制

アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、子育て中の保護者やこども本人の意見やニーズを反映した計画とするため、「就学前児童」がいる保護者、「小学生児童」がいる保護者、「中学生」本人、「若者」本人を対象として、アンケート調査を実施しました。

「子ども・子育て会議による審議」

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「合議制の機関」として「村上市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見の聴取を行いました。

パブリックコメントの実施

(パブリックコメント実施後に記載)

第2章

村上市のこども・若者を取り巻く現状

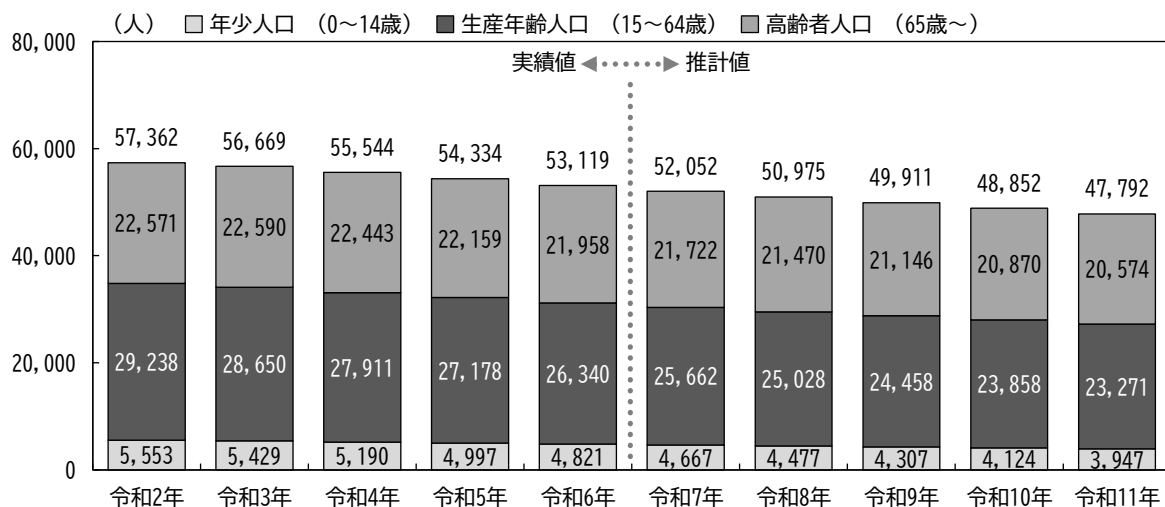
第1節 統計からみる現状

1 市の全体的な状況

(1) 人口の推移・推計

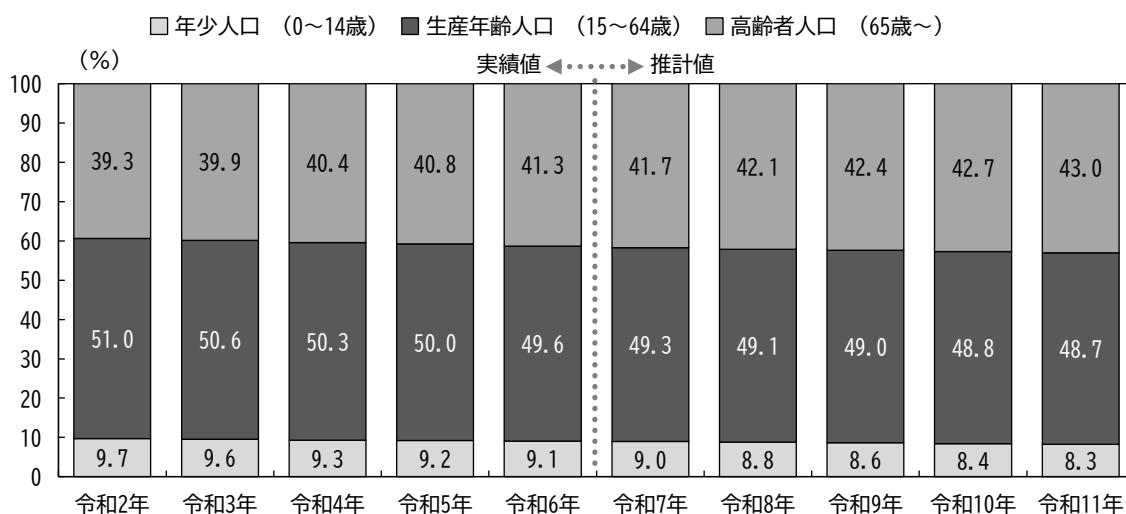
総人口は、減少傾向にあり、令和6年4月1日時点では約53,000人となっています。
 年齢3区分別による内訳をみると、特に年少人口・生産年齢人口が減少しています。
 推計値においても、年少人口は減少傾向で推移する見込みとなっています。

■年齢3区分別人口の推移・推計



資料:実績…新潟県人口移動調査(各年4月1日現在)、推計…実績をもとにコーホート変化率法で算出

■年齢3区分別人口割合の推移・推計

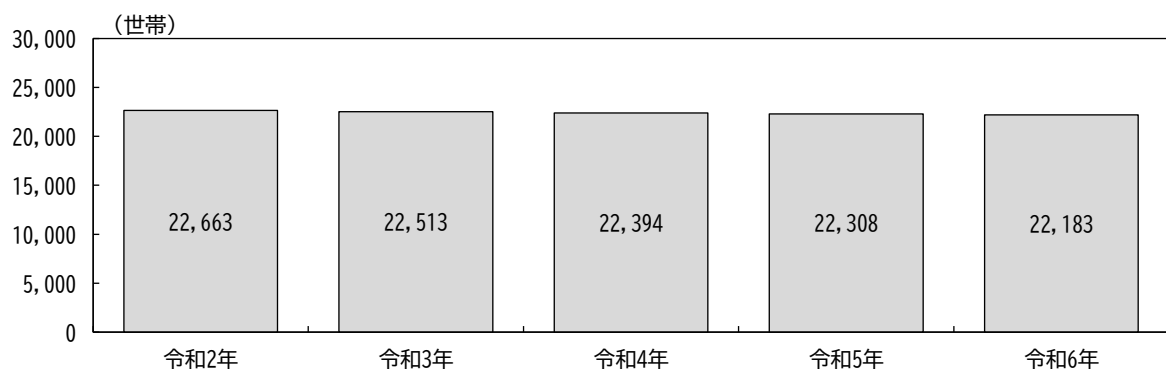


資料:実績…新潟県人口移動調査(各年4月1日現在)、推計…実績をもとにコーホート変化率法で算出

(2) 世帯数

世帯数は緩やかな減少傾向にあります。

■世帯数の推移



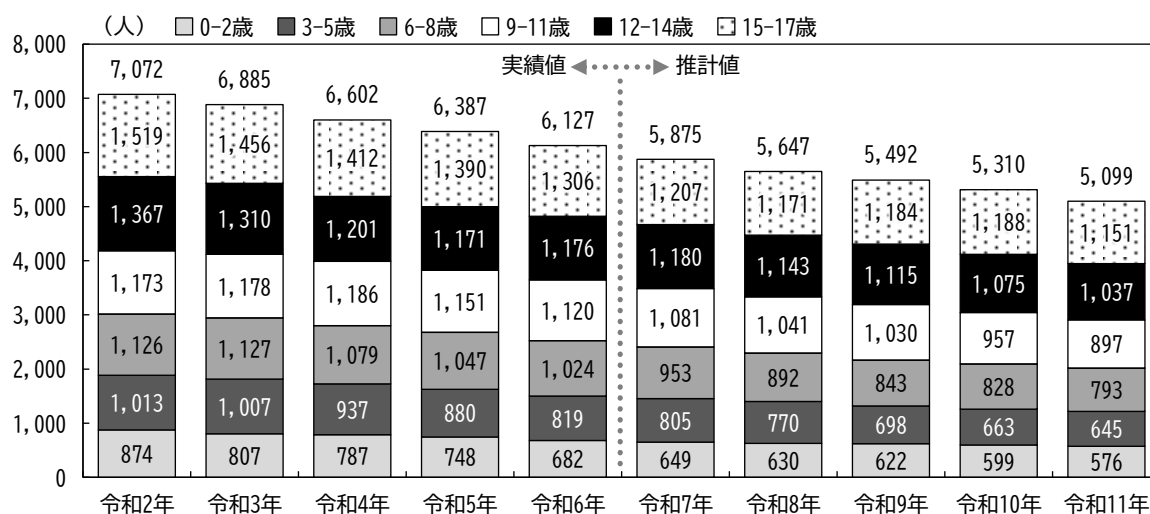
資料:住民基本台帳

2 子どもや保護者の状況

(1) 児童及び若者の人口

児童人口は減少傾向にあり、令和11年には約5,000人になると推計されています。令和11年には令和6年の約8割となり、特に3-5歳、6-8歳では8割未満になると推計されています。

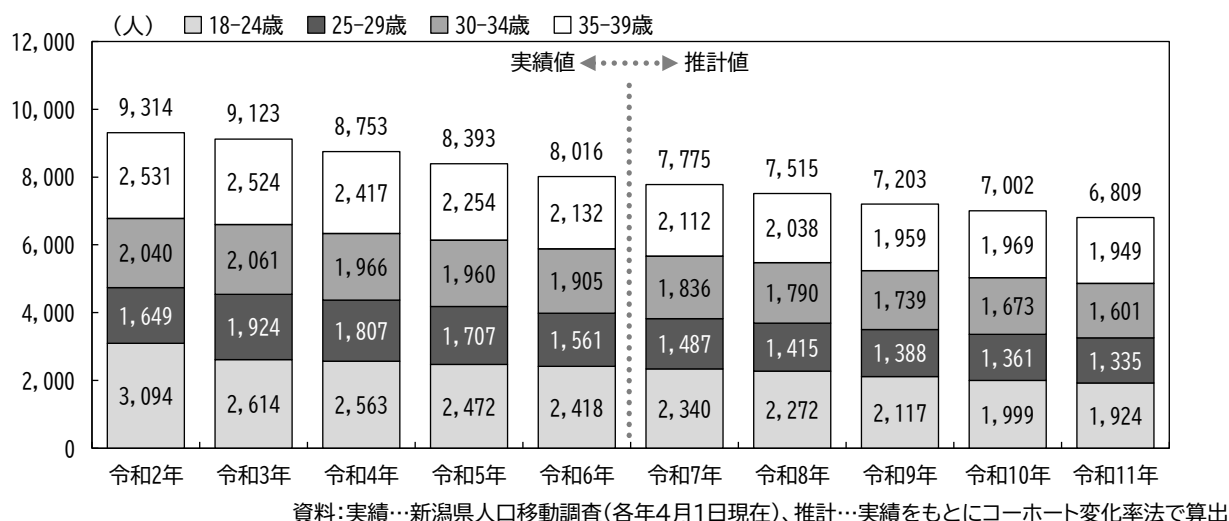
■児童(満18歳未満)人口の推移・推計



資料:実績…新潟県人口移動調査(各年4月1日現在)、推計…実績をもとにコーホート変化率法で算出

18-39歳の若者人口は減少傾向にあり、令和11年には約6,800人になると推計されています。令和11年には令和6年の約8割5分となり、特に18-24歳では8割未満になると推計されています。

■若者(18-39歳)人口の推移・推計

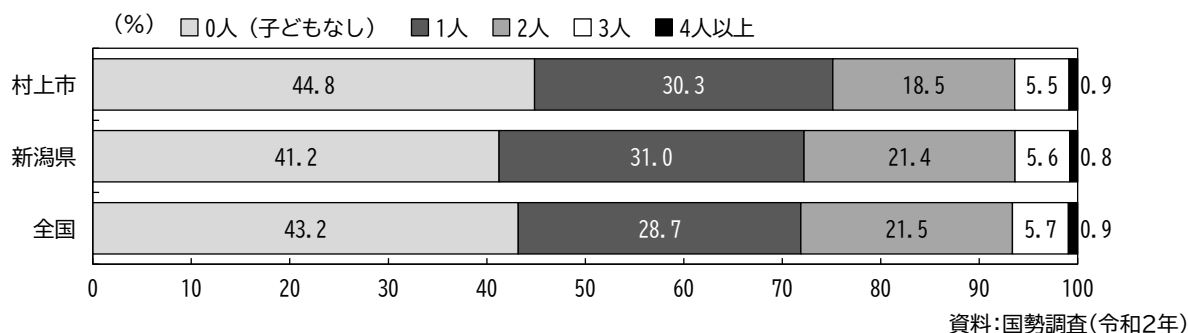


(2) 世帯の状況

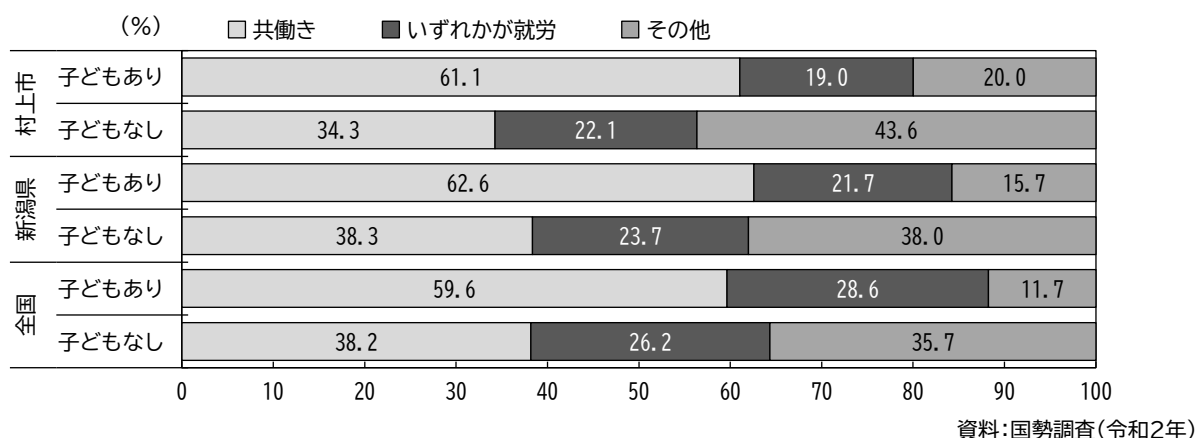
夫婦世帯における子どもの数の割合は、村上市では「0人(子どもなし)」が新潟県に比べてやや高くなっています。

夫婦世帯における就労状況の割合については、村上市では、共働き世帯の割合が、【子どもなし】で約6割となっており、【子どもあり】で3割半ばとなっています。

■夫婦世帯における子どもの数の割合



■夫婦世帯における就労状況の割合



国勢調査によると、核家族世帯では増減が見られますが、母子家庭世帯及び父子家庭世帯は減少傾向となっています。

■世帯構成におけるひとり親世帯の状況

単位：世帯	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	22,006	22,097	21,466
核家族世帯	10,584	10,750	10,717
ひとり親世帯※	2,236	2,327	2,363
一般世帯に占める割合	10.2%	10.5%	11.0%
母子家庭世帯※	834	756	678
一般世帯に占める割合	3.8%	3.4%	3.2%
父子家庭世帯※	191	172	130
一般世帯に占める割合	0.9%	0.8%	0.6%

※ひとり親世帯は、親子の年齢に関わらず男親と子ども、女親と子どもで構成される世帯の合計。

※母子家庭、父子家庭は20歳未満の子どものいる家庭。祖父母その他親族がいる世帯を含む。

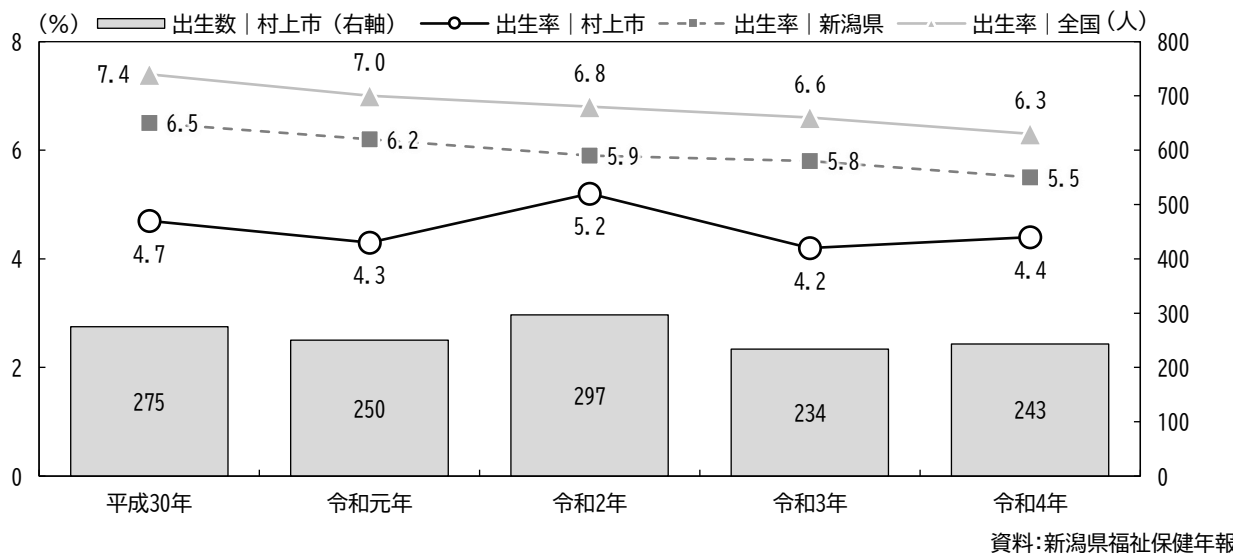
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

出生数は、200人台で推移しています。

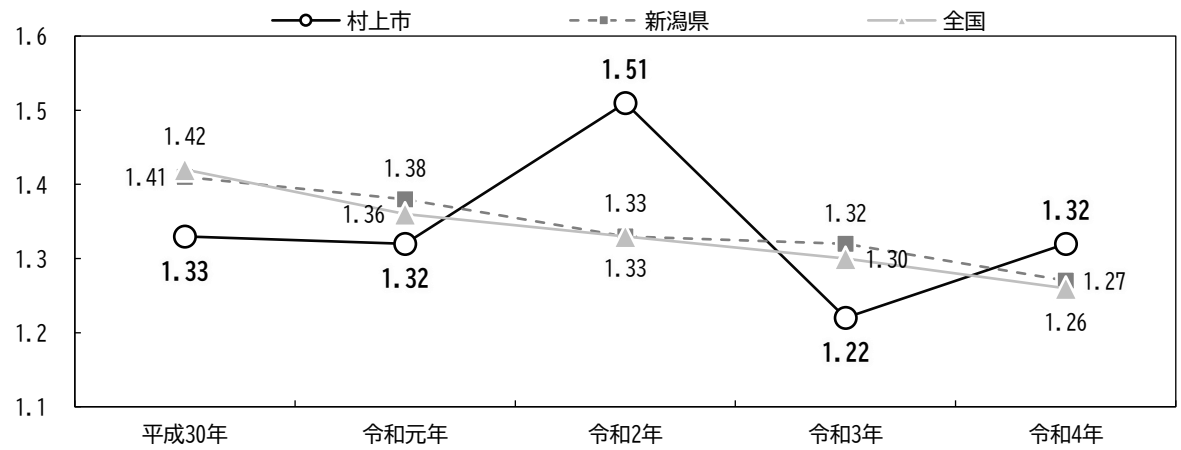
出生率はほぼ横ばいで推移しているものの、全国・新潟県の水準を下回っています。

■出生数及び出生率の推移



合計特殊出生率は増減しながら推移しており、直近の令和4年には1.32と全国・新潟県を上回っています。

■合計特殊出生率の推移

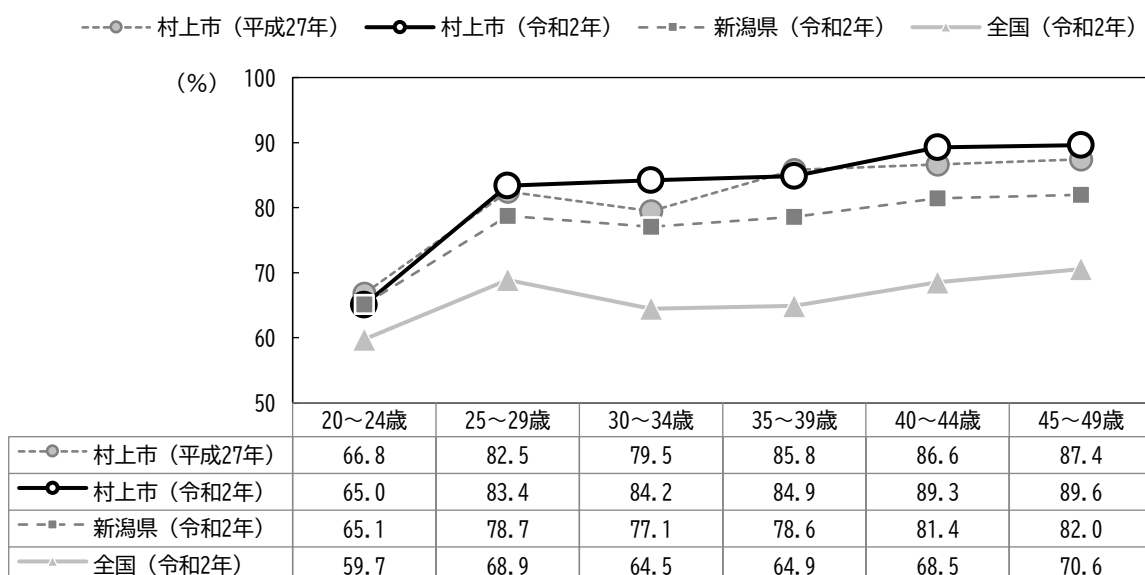


資料:新潟県福祉保健年報

(4) 年齢別の女性の就業率の状況

年齢別の女性の就業率は、村上市は全国・新潟県の水準を上回って推移しています。また、村上市では、30～34歳で特に増加しています。

■年齢別の女性の就業率



資料：国勢調査

(5) 社会的な支援が特に必要な子どもや子育て家庭の状況

①生活保護の状況

健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業などの扶助があります。受給世帯数は横ばいとなっています。

■生活保護受給者数・世帯数の推移

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護受給者数(人)	624	612	623	632	615
生活保護受給世帯数（世帯）	467	471	487	490	482

資料：村上市

②児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を別に行っている児童の家庭の生計安定と自立の促進のために支給されます。受給者総数は減少傾向となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者総数	395	369	359	349	330
一部支給	197	180	191	174	165
全部支給	198	189	168	175	165

資料：村上市

③就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。受給率は令和4年度から増加の傾向にあります。

■就学援助認定者数と受給率の推移

単位：人		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	全児童数	2,393	2,308	2,298	2,257	2,192
	要保護	15	17	20	26	21
	準要保護	374	343	355	463	498
	合計	389	360	375	489	519
	受給率(%)※	16.3%	15.6%	16.3%	21.7%	23.7%
中学生	全児童数	1,231	1,186	1,121	1,022	990
	要保護	15	16	16	15	13
	準要保護	249	235	220	293	267
	合計	264	251	236	308	280
	受給率(%)※	21.4%	21.2%	21.1%	30.1%	28.3%

※受給率は、受給している児童・生徒数を市立小・中学校それぞれの児童・生徒数で除したもの
児童生徒数は各年度5月1日現在、要保護・準要保護認定者数は年度末時点
資料：村上市

④家庭児童相談室への相談件数

家庭児童相談室への相談のうち、児童虐待に関する相談件数は令和3年度から増加の傾向にあります。

■家庭児童相談室への相談件数の推移

単位：件	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	316	226	246	247	255
うち児童虐待相談件数	104	100	85	98	153

資料：村上市

⑤スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談件数

スクールカウンセラー相談件数は減少傾向にあります。

一方スクールソーシャルワーカー相談件数は令和2年度から各校において積極的に相談につながっていることにより大幅に増えています。

■スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談件数の推移

単位：件	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スクールカウンセラー相談件数	1,037	999	733	475	654
スクールソーシャルワーカー相談件数	62	169	175	184	154

資料：村上市

⑥市内中小学校における不登校児童数の推移

市内小中学校における不登校児童の割合は増加の傾向にあります。

■小中学校における不登校児童数の推移

単位：人		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	児童数	2,393	2,308	2,298	2,257	2,192
	長期欠席者数	26	24	19	28	64
	不登校	20	18	9	19	40
	その他の理由	6	6	10	9	24
	不登校児童の割合(%)	0.84%	0.78%	0.39%	0.84%	1.82%
中学生	児童数	1,231	1,186	1,121	1,022	990
	長期欠席者数	55	62	78	82	71
	不登校	51	59	74	72	64
	その他の理由	4	3	4	10	7
	不登校児童の割合(%)	4.14%	4.97%	6.60%	7.05%	6.46%

児童数は各年度5月1日現在、長期欠席者数は年度末時点
資料：村上市

第2節 アンケートからみる状況

1 調査の概要

本計画の策定にあたり、こども・若者・子育て世帯の状況や要望、意見を把握することを目的として実施しました。

■実施概要

		就学前児保護者調査	小学生保護者調査	中学生調査	若者調査
調査対象者		村上市内の就学前児童がいる世帯・保護者	村上市内の小学生児童がいる世帯・保護者	村上市在住の中学生	村上市に在住する15～29歳の市民
抽出方法		全対象者			無作為抽出
調査方法		郵送配布・郵送回収／施設配布・施設回収			
調査期間		令和6年1月		令和6年7月	
回収結果	配布数	1,293件	1,687件	1,151件	2,000件
	回収数	1,062件	1,504件	780件	480件
	回収率	82.1%	89.2%	67.8%	24.0%

■図表の見方

- ・ 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

2 調査結果

(1) 就学前児保護者調査・小学生保護者調査

① 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「フルタイムで就労」が5～6割台で最も高くなっており、「パート・アルバイト等で就労」が2～3割台となっています。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が4～5割台で最も高くなっており、「フルタイムへの転換希望」が3割～5割台となっています。

現在就労していない母親の就労意向は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が最も高くなっていきます。

母親の就労状況

	就学前児童保護者 n=1,062	小学生保護者 n=1,504
フルタイムで就労	58.3 	60.4 
パート・アルバイト等で就労	30.6 	29.7 
現在就労していない・就労したことない	9.0 	7.0 
不明・無回答	2.2 	2.9 

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

	就学前児童保護者 n=325	小学生保護者 n=446
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	15.7 	11.4 
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みはない	32.0 	28.5 
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望	42.8 	52.9 
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい	2.2 	2.7 
不明・無回答	7.4 	4.5 

現在就労していない母親の就労意向

	就学前児童保護者 n=95	小学生保護者 n=106
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	16.8 	22.6 
1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい	20.0 	13.2 
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	35.8 	34.0 
就労したいができない	16.8 	16.0 
不明・無回答	10.5 	14.2 

② 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望【就学前児童保護者】

平日「定期的に」利用している事業についてみると、「保育園」が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。

「定期的に」利用したいと考える事業についてみると、「保育園」が最も高く、おおむね利用状況と同等となっています。

定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

	利用状況 n=923	利用希望 n=1,062
幼稚園（通常の就園時間の利用）	5.1	11.0
幼稚園の預かり保育	0.7	5.2
保育園	82.8	81.9
認定こども園	5.4	9.9
小規模な保育施設	3.6	5.2
家庭的保育	0.0	1.4
事業所内保育施設	2.5	2.4
その他の認可外の保育施設	0.5	1.0
居宅訪問型保育	0.0	1.9
ファミリー・サポート・センター	0.0	5.5
その他	1.2	0.8
不明・無回答	0.3	4.7

③ 病児・病後児保育の利用意向

子どもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験は、「あった」が約 8 割となっています。

また、病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が約 4 割となっています。

子どもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

	就学前児童保護者 n=923
あった	79.8
なかった	15.6
不明・無回答	4.6

病児・病後児保育の利用意向

	就学前児童保護者 n=587
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	41.7
利用したいと思わない	55.9
不明・無回答	2.4

④ 親の私用や通院、不定期の就労等による一時預かり等の利用意向

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要があるかについてみると、「利用したい」が3割弱となっています。

親の私用や通院、不定期の就労等による一時預かり等の利用意向

	就学前児童保護者 n=1,062
利用したい	28.7 
利用する必要はない	61.0 
不明・無回答	10.3 

⑤ 小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望については、就学児前童保護者では、低学年で「学童保育所」が5割台で最も高くなっています。また、小学生保護者では「自宅」が6割台で最も高くなっています。

小学校放課後の過ごし方の希望

	就学前児童保護者 低学年 n=158	就学前児童保護者 高学年 n=158	小学生保護者 n=1,504
自宅	41.8 	63.3 	63.0 
祖父母宅や友人・知人宅	13.9 	19.6 	16.9 
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	13.9 	23.4 	18.2 
放課後子ども教室	3.8 	3.2 	9.0 
学童保育所	53.8 	32.9 	24.9 
ファミリー・サポート・センター	0.6 	0.6 	0.5 
放課後等デイサービス	5.1 	3.8 	4.9 
その他（公民館、公園など）	5.7 	8.2 	6.9 
不明・無回答	7.0 	9.5 	11.8 

⑥ 子育てに関する相談先があるか

子育てに関する相談先があるかについては、いずれも「いる／ある」が就学前児童保護者では8割台、小学生保護者では9割台となっています。

子育てに関する相談先があるか

	就学前児童保護者 n=1,062	小学生保護者 n=1,504
いる／ある	83.8	93.5
いない／ない	4.0	4.7
不明・無回答	12.2	1.8

⑦ 子育てに関する相談先

子育てに関する相談先は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「配偶者」「祖父母などの親族」「友人や知人」がそれぞれ上位3位となっています。

また、就学前児童保護者では「保育士」「子育て支援施設（地域子育て支援センター、児童館等）・NPO」が、小学生保護者では「小学校教諭」がそれぞれ高くなっています。

子育てに関する相談先

	就学前児童保護者 n=890	小学生保護者 n=1,406
配偶者	85.5	77.2
祖父母などの親族	76.1	66.0
友人や知人	66.9	73.3
近所の人	4.9	5.9
子育て支援施設（地域子育て支援センター、児童館等）・NPO	11.7	4.9
保健所	0.3	0.1
保育士	41.1	- -
幼稚園教諭・小学校教諭	3.9	29.2
民生委員・児童委員	0.0	0.4
かかりつけの医師	8.1	6.0
市の子育て関連担当窓口	1.6	0.9
市の保健師	3.8	1.2
その他	2.0	2.6
不明・無回答	0.1	0.1

⑧ 子育てをするうえで望ましい支援

子育てをするうえで望ましい支援は、就学前児童保護者では「一時的な育児支援サービス」が、小学生保護者では「気軽に相談できる窓口の設置」がそれぞれ高くなっています。

子育てに関する相談先

	就学前児童保護者 n=1,062	小学生保護者 n=1,504
自宅訪問での指導	5.9 	4.4 
保健師や助産師による助言の機会提供	11.6 	6.8 
一時的な育児支援サービス	44.4 	26.7 
育児に関する情報発信	23.4 	21.5 
気軽に相談できる窓口の設置	25.9 	31.4 
育児に関する学びの場の提供	26.8 	20.6 
育児に関する悩みを共有できる場の提供	27.2 	24.4 
育児に関する地域のイベントや活動の実施	33.4 	23.4 
その他	5.1 	3.6 
不明・無回答	8.6 	19.8 

第3節 課題のまとめ

1. 幼児期の教育・保育環境の充実

●女性の就業に対応する教育・保育の整備

女性の就業率の向上に伴い、本市における3歳未満の乳幼児の保育施設の利用率が年々上昇しています。調査結果によると、特に保育園へのニーズが高くなっています。

また、国が若年層の男女に行った調査結果では、女性自身（または配偶者）からみたライフコースへの希望は、「妊娠出産のタイミングで退職し、その後再就職」という「再就職コース」より、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」への希望が高くなっており、若い世代の希望の実現を後押しするためにも、就業率の高まりに合わせた、乳幼児の受け入れ体制の充実が重要です。

●待機児童の解消と教育・保育人材の確保

本市では、3歳未満の保育利用を中心に待機児童が発生しており、待機児童の解消や、施設における受け入れ態勢の充実にもつた保育士等の確保が重要です。一方で、3歳以上の児童の定員割れが生じている施設もあります。

また、保育士等が継続して就労できる環境づくりに取り組むことや、引き続き経験豊かな保育士等による幼児期の質の高い教育・保育を提供していくことが必要です。

●多様な保育サービスの提供体制の充実

幼稚園における預かり保育や病児保育等の事業について、ニーズの増加に応じた受け入れ態勢の充実を図るとともに、特に3歳未満の保育の充実にもつて、教育・保育施設と連携し、こども誰でも通園制度の実施体制の整備に取り組む必要があります。

2. 放課後等の子どもの活動の場の充実

●学童保育所における支援体制の充実

共働き家庭の増加に伴い、小学生児童数は減少傾向にある一方、学童保育を利用する児童の割合は年々増加傾向にあります。今後も同様の傾向が続くと見込まれており、保育ニーズに合う期間限定の学童保育所の開設や、民間学童の誘致等を含めて、提供体制の充実が求められます。また、人材の確保・育成に向けた指導員募集の周知や、指導員研修の充実が求められます。

●放課後や長期休暇における居場所づくり

放課後子ども教室などについて、支援ボランティアの養成やPTA等の協力を得ながら継続して事業を実施しています。今後も地域住民やボランティア等と連携し、ニーズの高まりに応じた取組の充実を図る必要があります。また、長期休暇中の子どもの居場所づくりについて、多様な居場所づくりに向けて、地域住民やボランティア、企業等とも連携した取組の充実が求められます。

3. 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

●学校と地域の連携の推進

昨今の子どもを取り巻く環境変化に対応するため、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てることが重要です。村上市では全小中学校において、地域と連携し、人材や資源を活用した学習及び地域貢献活動等が行われており、引き続き、学校と地域の相互情報発信、学校と地域の協働体制構築が求められます。

●子どもの健康や命を守る取り組みの推進

薬物の乱用や飲酒・喫煙は、子どもの健康だけではなく、その後の発達・成長や生活習慣にも悪影響を与えるため、危険性や悪影響を子どもが理解し自らの健康を守れるようにすることが重要です。引き続き家庭や学校と連携し、薬物乱用、喫煙及び飲酒の防止に向けた保健教育が求められます。

また、子どものこころの健康の保持や複雑化及び多様化する悩みへの相談体制の充実に向けて、学校におけるＳＯＳの出し方に関する教育の充実や、児童生徒が抱える様々な悩みや不安の相談を受け付けなど、子どもにとって身近な学校における体制の充実が求められます。

4. 産前・産後からの切れ目のない支援の充実

●子どもの誕生からの切れ目のない支援

令和5年12月にこども家庭庁より示された「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100箇月の育ちビジョン）」では、「子どもの誕生前から幼児期までこそが、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要であり、子どもの心身の状況や子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支える必要がある」とされています。このビジョンに基づき子どもへの支援が推進されるよう、市内の関連部署や教育・保育施設関係者と内容の共有し、誕生前から幼児期までの切れ目のない支援が求められます。

●母子保健事業の推進

引き続き母子手帳交付時における妊婦全員との面接を行い、食生活や喫煙・飲酒等の生活習慣の把握や改善に向けた指導を行うとともに、妊婦自らが健康管理を行えるよう指導の充実が求められます。また、産後ケア事業等の各種支援事業を積極的に利用いただけるよう、情報提供の充実が求められます。

●こども家庭センターにおける切れ目のない相談支援の推進

令和6年度からこども家庭センターを設置し、母子保健及び児童福祉機能の連携と強化を行い、妊娠期から子育て期まで継続的に相談支援を行う体制を整備しました。センターの役割の一つとして、妊娠期や産後に子育てに不安や困難を抱える家庭に対し早期に相談等の支援を行い、虐待の未然防止に繋げていくことが求められます。また、母子保健事業を通じて養育困難なリスクの高い家庭を把握し、適切な支援の充実を図ることが求められます。

5.地域における子育て支援の充実

●「子どもの権利」に関する啓発等の推進

令和5年4月に施行されたこども基本法の中では、年齢等に関わらずすべての子どもの尊厳や様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると示されています。本市においても、すべての子どもは大切にされ、人権が守られ、差別されない権利があることを筆頭に、こども基本法に掲げられた理念に基づいた政策を推進すること、また、子育て世帯もそうでない世帯も一体となって、子どもの幸福な生活を担保する地域づくりを推進することが求められます。

●子育て支援ネットワークづくり

本市では、子ども食堂など、市民の有志によって様々な子育て支援が推進されています。また、ファミリー・サポート・センターによる市民の互助活動についても依頼会員が増加している状況があり、地域住民の協力による子育て支援ネットワークの一層の充実や、市内事業所等とも連携した協力会員の確保、また、民生委員児童委員等と連携した見守り・相談支援の推進が求められます。

●団体等と連携した第3の居場所づくり

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり地域のつながりが希薄化する中で、家や学校以外に子どもが安心して過ごせる居場所である「第3の居場所づくり」が注目されています。国においても、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、指針において市町村における子どもの居場所づくりの実態調査・把握や、広報啓発活動、コーディネーターの配置等に係る支援を行うことが明記されています。様々な事情により家や学校が必ずしも安心できる場所ではない子どものためにも、NPOやボランティア等とも連携し、こども食堂や子ども用のフリースペース等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の充実に取り組むことが求められます。

6.障害のある子どもへの支援の充実

●学校における支援体制の充実

障害のある児童生徒の一人一人が、学習上または生活上の困難を改善・克服し自立にむけて最適な環境で学ぶことができるよう、児童発達支援センター等の専門機関等と連携し、個別的教育支援計画の作成や環境調整を推進するとともに、通級指導教室や特別支援学級における指導の充実に努めます。また、インクルーシブ教育の実践に向けて、全ての教職員で行う特別支援教育を目標に、通常の学級を含めた全ての学級で一人一人の発達に応じた支援・指導・教育ができるよう、引き続き授業研究会や研修会の実施に取り組むとともに、障害のある子どもの困難を軽減するための「合理的配慮」の提供に努めます。

●障害の早期発見と早期支援の推進

知的に遅れの無い発達障害は保護者が気づきにくく、集団生活の場である教育・保育施設や学校からの指摘により判明するケースが多くなっています。発達障害を含め、支援が必要な子どもの早期発見また早期支援に繋がれるよう、教育・保育施設や学校と連携し、必要に応じて保護者への助言や専門機関の受診勧奨に取り組めます。

7.子育てに困難を抱える家庭への支援の充実

●ひとり親が抱える困難への対応

日本全体におけるひとり親の就業率は8割以上ですが、雇用形態別でみると、父子家庭で約1割、母子家庭では約5割が非正規雇用となっています。また、母子家庭の約4分の3は養育費を受け取っておらず、経済的困難を抱えやすい状況となっており、実際に、ひとり親世帯の相対的貧困率は約5割にのぼります。

実際に、本市で貧困にあたる可能性のある層の4～7割は、経済的な理由から食料や衣類が買えなかった経験があると回答しています（未来プランより）。ひとり親世帯が抱える様々な課題や困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、子ども子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが重要です。

●子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、地域や社会全体で解決すべき課題であるという認識のもと、関係機関と連携しながら、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援また子どもの学習支援を進め、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

●不登校の児童生徒への支援

文部科学省の調査によると、不登校の児童生徒は年々増加傾向にあり、村上市でも一定数の不登校児童がおり、児童生徒の「学びの場」をさらに充実させていく必要があります。

8.子育ての不安や負担の軽減と児童虐待防止対策の充実

●子育ての不安や負担の解消

ひとり親、生活困窮、障害等の困難を抱えた世帯又は未就園児の保護者等は孤立しやすい状況にあり、育児の不安や負担を抱え込んだ結果、うつ病等の精神疾患の発症又は虐待等の深刻な状況に陥りやすくなります。

本市においては、身近な地域にある地域子育て支援拠点事業、一時預かりなどの事業を行ってきました。

今後は、子育てに関する事業を充実させるだけでなく、関係機関が連携を密にして、支援が必要な家庭及び児童に早期に関わり、虐待を未然防止していく体制を強化することが重要となります。本市では令和6年度からこども家庭センターを設置し、さらに重層的支援体制整備事業に定められた多機関協働による支援が本格稼働となる中、今後は支援家庭に対してアウトリーチを通じた伴走型の継続支援体制の充実が求められます。

●情報提供体制の充実

本市では村上すくすく子育て情報をはじめ、情報提供体制の充実を図ってきましたが、調査結果をみると、市の子育て支援に関するサービスや情報が十分に届いていない状況が一部うかがえます。子育て世帯に有益な情報が届けられるよう、SNSを通じた情報発信の充実や、アプリを活用したプッシュ通知の導入の検討等が求められます。

9.ワーク・ライフ・バランスの推進

●男女共同参画の推進とライフプラン実現への支援

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年度に実施した調査では、女性自身（または配偶者）のライフコースの希望は、妊娠・出産のタイミングで退職し、その後再就職という「再就職コース」より、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」への希望が高くなっています。この価値観の変化は令和に入ってから顕著になったものであり、令和5年版「男女共同参画白書」では「未来を担う若い世代が、理想とする生き方、働き方を実現できる社会を作ることが、今後の男女共同参画の促進において重要である」とされており、固定的性別役割分担意識や長時間労働の慣行を見直し、「男性は仕事、女性は家庭」の「昭和モデル」から、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル型社会」に切り替える過渡期であると示されました。

本市においても、3歳未満の子どもの就園率が上がっている事や、ニーズ調査結果からみる育児休業の取得率が向上している事からも、女性のライフコースとして、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」を選択される方が増えている事が見受けられるとともに、男性についても、ニーズ調査結果から、以前に比べ男性の育児参加が進んでいる状況が見受けられます。

価値観の多様化とともに、それぞれの家庭における希望も多様化していますが、女性のキャリアの維持と子育ての両立や、男性の家事や子育てへの一層の参画を後押しするためにも、3歳未満の保育の受け皿の拡大や、男性の家事育児能力の向上につながる取り組みの推進が求められます。

●企業の子育てに関する理解の促進

企業と連携した男性の育児参加の促進については、国において「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設や、男性の「育児休業等の取得率」又は「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の公表の義務付けなど、各種法整備が進められていますが、本市においても、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの推進や、男性の育児参加を地域全体で後押しするため、市内企業と連携し、男性の育児休業制度の整備や、育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境を整備することが求められます。

10. 交流・体験の機会創出

●子どもがのびのびと遊べる環境の確保

調査結果をみると、「子どもが安心して遊べる場所づくり」に関するニーズが非常に高くなっています。子育て中の保護者の交流の促進や、子どもの心身の健康の保持、増進のためにも、安心して遊べる環境の確保は重要であり、地域子育て支援拠点事業等の就学前児童の遊びや交流環境の充実に取り組むとともに、小学生も活用できる公園の充実や安全確保、交流機会の充実が求められます。

●子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動について、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条では「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と示されています。

村上市では「子ども読書活動推進計画」に基づき、読書の推進を進めていますが、ブックスタート

事業をはじめ、ボランティア等と連携した乳幼児への絵本の読み聞かせや就学後の読書習慣の定着に向けた取り組みの推進が求められます。

11. 安心・安全な地域環境づくり

●登下校（登降園）等の安全確保と安全教育の推進

調査結果をみると、「屋外等における子どもの安全の確保」に関するニーズが非常に高くなっています。関連機関とも連携し、道路環境や交通環境のほか、交通安全教室を引き続き実施することで児童の安全意識の向上を図ることが求められます。

●S N S等を介した犯罪被害の防止

N T T ドコモ モバイル社会研究所が行った調査によると、令和5年度の小学生高学年のスマートフォン所有率は4割を超えました。スマートフォンのアプリは子どもの学習支援や健康管理に活用できるメリットがある一方、使い方によってはS N Sを通じたいじめや犯罪被害につながるリスクをはらんでいます。本市においても、引き続き学校と連携し、情報リテラシー教育や防犯教室等を実施することにより、S N Sを通じたトラブル防止や、スマートフォンへの依存を防ぐための指導や啓発に取り組むことが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

子育てを みんなで支えるまち 村上

■村上市総合計画における目指す姿

あふれる笑顔のまち村上

■国のこども大綱におけるめざす社会のすがた

こどもまんなか社会

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

新たな「めざすすがた」を検討

調査結果等におけるキーワード

みんな・地域(こどもたちを育み、社会全体でこどもの成長を見守り、ともに育てていく気運)

応援／こども・子育てにやさしいまち(子どもを産み・育てたいと思える環境づくり)

こどもまんなか(全てのこども・若者が、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか」)

第2節 基本目標

基本目標1 こどもの権利を尊重し、子ども・若者が幸せに成長するための支援

こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援するとともに、「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える気運を高めます。

基本目標2 ライフステージに沿った、すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じられる支援

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実に図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに、「共働き・子育て」を推進し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

基本目標4 貧困の状況にある子ども・若者への支援

生活に困難を抱える子育て家庭へ支援し、多様な主体が連携しながら、困難な状況にあるこども、子育て世帯を誰一人取り残さず、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

基本目標5 それぞれの状況に応じた、子ども・若者、その家族への支援

いじめや体罰、児童虐待、性暴力など、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくれます。こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標6 社会的自立に困難を有する若者やその家族への支援

虐待や障害などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障害等のあるこども・若者やヤングケアラーを、適切な支援につなげます。

第3節 施策の体系

※施策体系は現時点での想定になります。

基本目標	主な施策
1 こどもの権利を尊重し、子ども・若者が幸せに成長するための支援	・ こどもの権利の理解促進 ・ こどもの意見表明・参加の促進 ・ こどもの居場所・活動・体験の充実 ・ こどもの権利の侵害の防止・相談支援 ・ 地域のコミュニティ形成
2 ライフステージに沿った、すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり	・ 母子の健康の確保及び増進 ・ こどもの発達支援・療育体制の充実 ・ 学校教育・社会教育・学習支援の充実 ・ 生涯を通じた学びへの取り組み
3 安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じられる支援	・ 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援 ・ 幼児教育・保育の充実 ・ 多様な保育サービスの充実 ・ 安全対策の推進 ・ 家庭における子育てする力の向上
4 貧困の状況にある子ども・若者への支援	・ 生活に困難を抱える子育て家庭への支援 ・ 経済的支援
5 それぞれの状況に応じた、子ども・若者、その家族への支援	・ いじめ対策・不登校への支援 ・ 地域における居場所づくり活動の推進 ・ 若者の居場所・社会参画の充実 ・ 結婚を希望する若者への支援
6 社会的自立に困難を有する若者やその家族への支援	・ 児童虐待防止 ・ 障がい児・医ケア児への支援 ・ 自殺対策や犯罪から子どもを守る取り組み

第4章

施策の展開

※基本目標・施策ごとに、これまでの取り組み・課題／方向性／該当事業（取り組み内容・担当課）を掲載します

記載内容イメージ

施策の方針

- ことも含めた市民一人ひとりが条約や条例の趣旨について理解を深めることができるよう、様々な機会や媒体を活用しながら、効果的な広報・普及啓発に取り組みます。
- 家庭や学校、地域などのあらゆる場面においてこどもの権利が保障されるよう、こどもやこどもに関わる大人がこどもの権利について触れ、考える機会の創出に努めます。

アンケートより



- 生徒の意見がどの学校でも反映されたいなと思う！
- こういう機会は初めてだから、アンケートを取る姿勢が素晴らしい、と思った。
- 一人ひとりのこども意見を大事にして欲しい。
- こどもが安心して遊べる環境にしてほしい。現状、公園などで遊んでいても苦情が入ったりして、遊ぶことが制限されてしまう。

指標と目標値

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①こどもの権利の認知度 (「内容まで知っている」「聞いたことがある」こども・保護者の割合) ※子ども・子育て支援ニーズ調査、子どもの生活についての調査	就学前保護者：65.6% 小学生保護者：67.9% 小5・中2本人：57.1% 小5・中2保護者：66.7%	就学前保護者：% 小学生保護者：% 小5・中2本人：% 小5・中2保護者：%
②こどもの権利の理解度 (「内容まで知っている」こども・保護者の割合) ※子ども・子育て支援ニーズ調査、子どもの生活についての調査	就学前保護者：10.5% 小学生保護者：9.6% 小5・中2本人：10.0% 小5・中2保護者：9.7%	就学前保護者：% 小学生保護者：% 小5・中2本人：% 小5・中2保護者：%

具体的取組

01 こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成

- 本計画や国等のリーフレットを用い、市民が身近な場で「こども基本法」やこどもの権利に関する情報を得ることができるようにします。
- 市が主催するイベントにブースを出展し、人権に関する啓発活動を行います。

第5章

子ども・子育て支援事業の提供体制確保

第1節 量の見込みの考え方

※以降、今後作成します

第5章の概要

1 本計画に位置付ける教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業

令和6年2月にこども家庭庁より公表された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の方策等について方向性を定めます。

■子どものための教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業

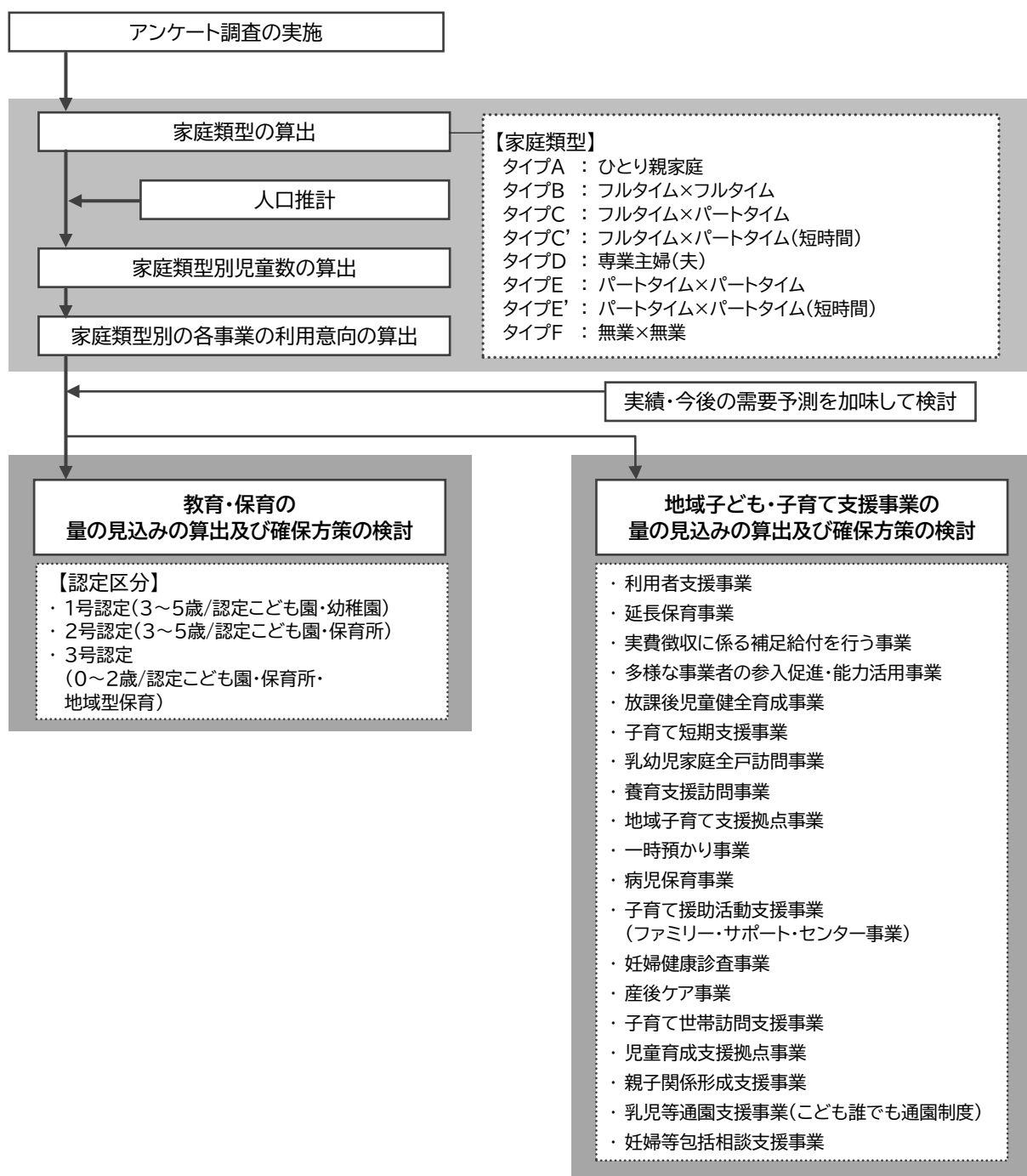
子どものための教育・保育給付			
No.	事業名	No.	事業名
1	1号認定(3～5歳) 幼稚園・認定こども園	3	2号認定(幼稚園利用)
2	2号認定(3～5歳) 認定こども園及び保育所	4	3号認定(認定こども園及び保育所＋地域型保育)
地域子ども子育て支援事業			
No.	事業名	No.	事業名
1	利用者支援事業	11	病児保育事業
2	延長保育事業	12	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	13	妊婦健康診査事業
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	14	産後ケア事業 新規
5	放課後児童健全育成事業	15	子育て世帯訪問支援事業 新規
6	子育て短期支援事業	16	児童育成支援拠点事業 新規
7	乳幼児家庭全戸訪問事業	17	親子関係形成支援事業 新規
8	養育支援訪問事業	18	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 新規
9	地域子育て支援拠点事業	19	妊婦等包括相談支援事業 新規
10	一時預かり事業		

2 目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができます。

本市においても、令和6年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定します。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



■子ども・子育て支援事業計画で取り組む地域子ども・子育て支援事業（一覧）

		事業名	根拠法	事業概要
1	既存	延長保育事業	子ども・子育て支援法	保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後等に保育を行う事業
2	既存	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	児童福祉法	就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適当な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業
3	既存	子育て短期支援事業	児童福祉法	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業
4	既存	地域子育て支援拠点事業	児童福祉法	子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業
5	既存	一時預かり事業	児童福祉法	現在幼稚園で実施されている預かり保育(通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと)に相当する事業
6	既存	病児保育事業	児童福祉法	児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業
7	既存	子育て援助活動支援事業	児童福祉法	乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業(通称:ファミリー・サポート・センター)
8	既存	利用者支援事業	子ども・子育て支援法	児童及びその保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業
9	既存	妊婦健康診査	母子保健法	妊婦の健康増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業
10	既存	乳幼児家庭全戸訪問事業	母子保健法	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業
11	既存	養育支援訪問事業	児童福祉法	支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業
12	既存	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し助成を行う事業
13	既存	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	子ども・子育て支援法	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業

		事業名	根拠法	事業概要
14	新規	産後ケア事業	母子保健法	出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業 ※令和3年度より努力義務、今年度末までの全市町村展開をめざす
15	新規	子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業 例)調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
16	新規	児童育成支援拠点事業(子どもの居場所支援)	児童福祉法	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業 例)居場所・食事の提供、生活リズム調整、学習支援、関係機関との調整等
17	新規	親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)	児童福祉法	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業 例)講義・グループワーク・ロールプレイ・ペアレントトレーニング等
18	新規	こども誰でも通園制度	子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法	認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業
19	新規	妊婦等包括相談支援事業(※仮称)	児童福祉法	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業

第2節 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために市町村が定めるものです。

事業により、市内全域を提供区域とするものと、村上地区・荒川地区・神林地区・朝日地区・山北地区の5地区とするものに設定します。

第3節 教育・保育の見込量及び確保方策等

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策等

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、子ども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。

そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や県・国とのさらなる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2 情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ、子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

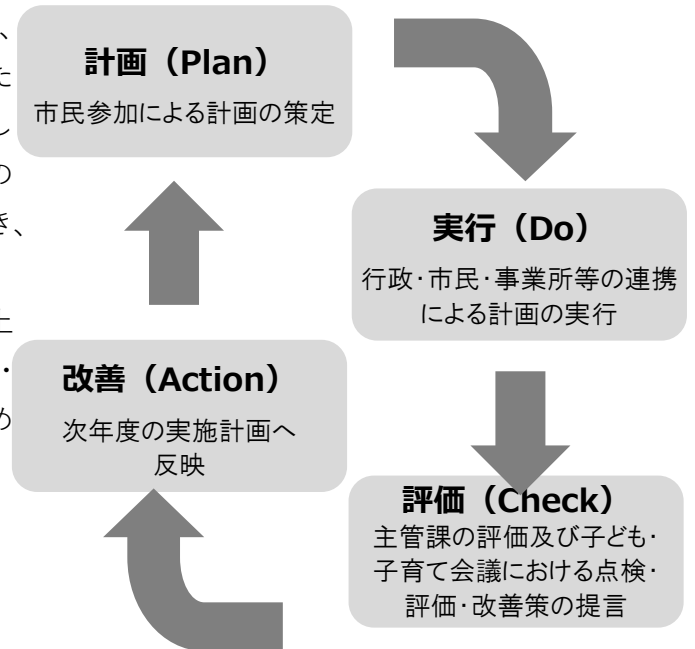
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

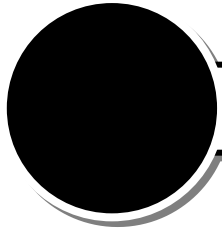
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き当該制度の周知を図ります。また、対象施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行います。

第2節 進捗状況の点検・評価

計画を着実に推進するため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、村上市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。





資料編

第1節 村上市子ども・子育て会議条例

第2節 村上市子ども・子育て会議委員名簿

第3節 計画策定の経過